

基準地の選定

1 基準地の設定地目

固定資産評価基準（以下「基準」）に基づいて、市町村長が次の4地目を選定

(1) 田及び畑 「基準」第1章（土地）第2節

(2) 宅地 「基準」第1章第3節

(3) 山林 「基準」第1章第7節

2 基準地の選定

(1) 田及び畑

地勢、土性、水利等の状況からみて上級の標準田及び標準畑を選定

(2) 宅地

ア 市街地宅地評価法を適用している市町村は、最高の路線価を付設した街路に沿接する標準宅地を選定

イ その他の宅地評価法のみを適用している市町村は、単位地積当たり（平方メートル当たり）の適正な時価が最高である標準宅地を選定

(3) 山林

地勢、土層、林産物の搬出の便等の状況からみて上級の標準山林を選定